

町田市学童保育クラブ基本方針 25-29

子ども生活部児童青少年課

2025 年 3 月

1 策定の背景と目的

町田市の学童保育クラブでは2020年度からの5年間の取組の方向性を示す「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」を基に、質の向上に取り組んできました。しかし、この5年間で、社会環境の変化や学童保育クラブを取り巻く環境は著しく変化しており、学童保育クラブに対するニーズも多様化しています。

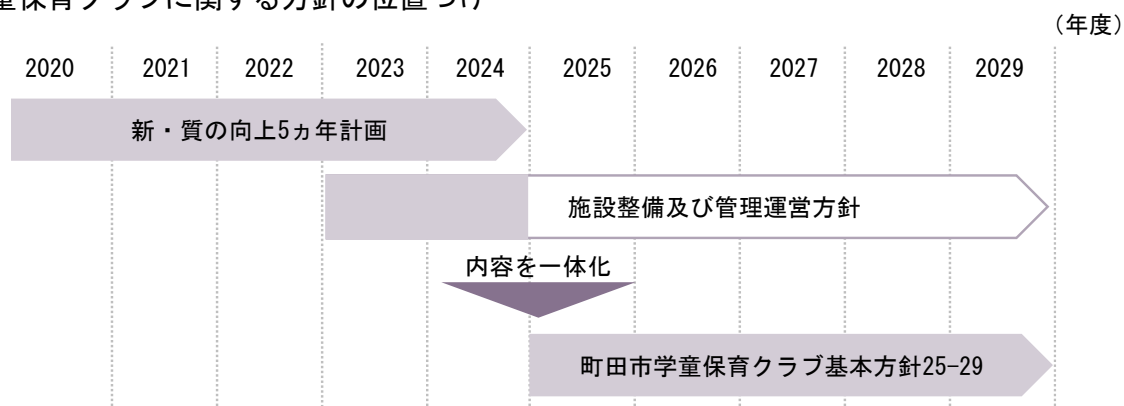
2021年度には「町田市新たな学校づくり推進計画」（以下、「推進計画」という。）に基づき小学校の統合・建て替えが示されました。

また、本推進計画を受けて2023年度には、将来を見据えた施設整備や保育サービスなどに関する基本的な考え方をまとめた「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」を策定しました。

これらの経緯を踏まえ、「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」及び「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」の内容を一体化するとともに、学童保育クラブのあるべき姿と2025年度から取り組むべき施策の方向性を示すものとして、「町田市学童保育クラブ基本方針25-29」を策定します。

なお、本方針にひもづく主な取組のなかで、年次設定が可能かつ進捗管理が必要なものについては、「町田市子どもマスタープラン25-34」に位置づけることとします。

■学童保育クラブに関する方針の位置づけ



2 国や都の動向や町田市の現状・調査

(1) 国の動向

● 「放課後児童クラブ運営指針」の改定

学童保育クラブについて、遊び及び生活の環境や運営内容の水準を明確化し、事業の安定性及び継続性の確保を図ることを目的とし、厚生労働省は2015年3月に「放課後児童クラブ運営指針」を策定しました。2025年1月には、こども家庭庁から「こども基本法」や「こどもの居場所づくりに関する指針」などを踏まえ、子どもの意見の尊重・反映や、性被害防止のための取組、児童間での性暴力への対応などを盛り込む改定がありました。

■放課後児童クラブ運営指針の主な内容

① 職員体制

支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員を置かなければならない。ただし、そのうち1人は、補助員（放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者）に代えることができる。

② 子ども集団の規模（支援の単位※1）

1つの支援の単位を構成する子どもの数は、おおむね40人以下とする。

③ 施設

遊び及び生活の場としての機能並びに静養するための機能を備えた区画（いわゆる「専用区画」）を設け、専用区画は開所時間を通じて専ら学童保育クラブ事業の用に供するものでなければならない。

また、専用区画の面積は、子ども1人につきおおむね1.65平方メートル以上を確保することが求められる。

④ 開所時間及び開所日

開 所 時 間：学校休業日は1日につき8時間以上、学校登校日は1日につき3時間以上を原則とする。

開所する日数：1年につき250日以上を原則とする。

● 「放課後児童対策パッケージ」の策定

こども家庭庁と文部科学省は、「新・放課後子ども総合プラン」の理念や掲げた目標等を踏まえつつ、放課後児童対策の一層の強化を図るため、2024年度に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめました。放課後児童クラブの受け皿整備として、学校施設内外問わず活用する場を求めていくことや、「こども未来戦略」（2023年12月閣議決定）に盛り込まれた常勤職員配置の改善に取り組むことが掲げられています。

※1 子どもに対する育成支援を一体的に行う集団規模。

また、２０２４年１２月には、待機児童の増加が認められることから、予算・運用等の両面から集中的に取り組むべき対応策を整理した「放課後児童対策パッケージ２０２５」が策定され、年度前半及び夏季休業期間の開所支援のあり方を検討することや、小学校新１年生の待機解消を重点的に推進することが記載されました。

（２）都の動向

東京都福祉局は、２０２４年７月から「東京都認証学童クラブ制度創設に向けた専門委員会」を設置し、学童クラブ事業における子どもの最善の利益を考慮した育成支援（子どもの健全な育成と遊び及び生活の支援）の推進や保護者のニーズに応える多様なサービス提供のため、独自の面積や職員配置基準を設ける認証学童クラブ制度を２０２５年度から創設するための検討を行いました。同年１２月に出された議論のとりまとめでは、都独自の運営基準として、国の基準を上回る専用区画の面積や職員配置を確保すること、多様な遊びや体験活動を実施すること、長期休業期間における昼食提供の仕組みを導入することなどを、経過措置を設けて段階的に求めていくことが盛り込まれています。

（３）町田市の現状

● 「町田市公共施設再編計画」や「町田市新たな学校づくり推進計画」の策定

町田市では、財政状況が厳しさを増すなかでも必要な公共サービスを維持又は向上させていくため、２０１８年度に「町田市公共施設再編計画」（以下、「再編計画」という。）を策定しました。再編計画では、学童保育クラブについて「地域の拠点となる学校に複合化・多機能化することで、建物の総量圧縮を図る他、学校施設の活用により多様な活動が可能となり、魅力が向上する。」と示しています。

また、児童生徒数の減少や学校施設の老朽化といった環境変化に対応し、未来の子どもたちにより良い教育環境をつくるため、２０２１年度には「町田市新たな学校づくり推進計画」及び「町田市立学校 施設機能別整備方針」を策定しました。これらの計画や方針では、学校施設の建て替え等を行う町田市立学校における放課後活動の拠点づくりの基本理念として、「放課後における児童生徒の居場所の一つとして、安心して様々な活動をすることができる環境」を整備していくことを示し、現在、公設の学童保育クラブ４２クラブのうち３８クラブを学校施設内に整備している状況を鑑み、学童保育クラブも学校施設の一機能として位置づけています。

● まちだの中学校給食センター計画の策定

町田市では「給食センター方式による全員給食」の導入に向け、２０２１年度に「まちだの中学校給食センター計画」を策定しました。本計画では、給食センターが目指していく姿の一つに「地域とつながりあい新しい価値を生み出しつづける」ことを掲げており、その取組例として、学童保育クラブへの配食を掲げています。

また、２０２４年１２月には、鶴川エリアの中学校給食センターが開所しました。

(4) 新たな学校づくりなどに関連した調査（抜粋）

学童保育クラブに対するニーズ把握のためのアンケート 2022年度実施	
【調査対象】 - 利用者（保護者・児童）、保育所を利用する保護者 - 運営事業者	○通学する小学校区の学童保育クラブに通うことについて 「今のままでよい」が85%、「他の小学校区の学童保育クラブも通えた方がいい」が9% ○学校夏季休業中の昼食について 「昼食（仕出し弁当を含む）を提供してほしい」が72%、「今のままでよい」が21%
行き帰りの安全対策に関する実地調査 2022年度実施	
【調査概要】 - 新たな通学路指定を想定した道路状況の確認 - クラブにおける児童の降所時間・方法調査	○帰りの時間が17時以降の場合、保護者のお迎えが多い傾向のクラブはおおよそ90%、駐車スペース設置の要望を受けているクラブはおおよそ80% ○実地調査を行った統合を進めている5地区においては、調査当日に18時以降に一人帰りをする児童の姿はほとんど見られない
他市の保育サービス状況調査 2023年度実施	
多摩26市、相模原市（夏休み期間中における昼食提供、行き帰りの安全対策など）	○帰りの安全対策として、調査対象の27市中9市において、シルバー人材センターや地域のボランティア人材による見守り、児童の集団での下校などを実施 ○昼食提供の実施については、調査対象の27市中6市が「導入済み、又は実施予定」、18市が「実施の予定なし」

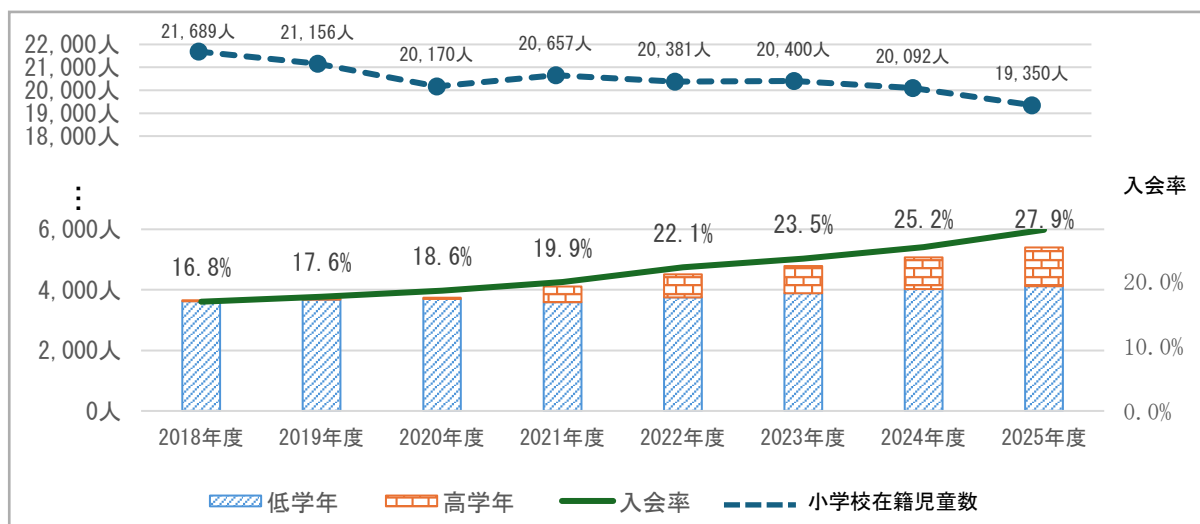
3 学童保育クラブを取り巻く課題

(1) 入会ニーズの上昇

町田市では、一斉入会受付期間に申請を受け、入会要件を満たしている低学年児童（１～３年生）及び全学年の障がい児については、全員が入会できる制度を実施しています。小学校児童数は減少傾向にありますが、共働き家庭の増加や女性の就業率の上昇によって、放課後の生活の場として学童保育クラブに対するニーズは高まり、２０２４年度には入会児童が５，０００人を超えました。また、小学校児童数と学童保育クラブ入会児童数から割り出される「学童保育クラブ入会率」も年々上昇傾向にあります。

この結果、２０２４年４月１日時点の待機児童は０人だったものの、夏季休業期間中は一部の学童保育クラブでは待機児童（空き待ち）が発生しています。

■学童保育クラブ入会児童数と入会率の推移



※２０２５年度は速報値

● 育成スペースの不足

児童の入会にあたっては、国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や市の条例で定める「支援の単位は児童４５人を上限とする」「利用者一人につきおおむね１．６５平方メートル以上」を遵守するため、小学校の特別教室を借用するなどの方法で、育成スペースの拡張を行っています。

しかし、定員数に応じた面積を確保できているのは、２０２４年度は１４クラブにとどまっています。また、入会児童数の増加に合わせて学校内で教室の借用を進めた結果、近年育成スペースを１か所に集約できず、分散・点在しているクラブが発生しています。

■学童保育クラブの育成スペースの位置

(単位：クラブ数)

	2024年度	2025年度
1か所で保育	22	19
2か所で保育	17	19
3か所で保育	3	4

● 高学年児童の増加

2015年の児童福祉法の改正や昨今の保育ニーズの動向を踏まえて、2021年4月から高学年児童の受入れを開始したことから、入会児童数における高学年児童（4～6年生）の比率は年々高まっています（P159グラフのとおり）。このことから、学童保育クラブが6年生まで入会できる場所であるという認識が浸透しつつあることが伺えます。

これにあわせて、年齢、性別、発達などに応じた育成環境の更なる整備が必要となっています。

● 特別な配慮が必要な児童の増加

学童保育クラブ入会児童において、障害者手帳を所持している、特別支援学級に在籍している児童などの割合が高まっており、支援員を追加配置する対象となる児童数は、2024年度には84人となっています。また、医療的ケアが必要な児童の受入れも行っています。

児童同士が生活を通じて共に成長できるよう、インクルーシブな支援が求められています。

（2）老朽化する施設や設備

町田市では1963年に2か所で公設の学童保育クラブを開設して以降、学童保育クラブの整備を進めましたが、施設の老朽化や設備の経年劣化が課題となっています。

屋根や床、外壁、窓わく等の破損や、ガスや水道、電気など配管設備等の老朽化は、機能面だけでなく、保育の安全性の低下にもつながるため、計画的な修繕が必要です。

また、近年の気候変動による猛暑対策として、空調設備の緊急的な修繕も増加しています。

（3）放課後児童支援員の人材不足

学童保育クラブの運営事業者からは放課後児童支援員の人材不足が、運営上の課題としてあげられています。安定的な運営のためには、放課後児童支援員の更なる人材の確保や定着のための処遇改善などの取組が必要です。

（4）受益者負担の適正化

町田市の学童保育クラブの育成料は、市の条例において月額料金を9,000円と定めています。この額は、2024年度時点では多摩26市において一番高い金額です。一方で、所得等に

応じた減額・免除制度は細やかな設定をしており、市民税均等割のみ課税世帯の育成料である月額料金3,000円は、多摩26市の中で3番目に安い金額となっています。

2024年度には、町田市子ども・子育て会議のワーキングチームとして「育成料のあり方検討部会」を設置し、現状を踏まえた学童保育クラブの育成料について検討を行った結果、受益者負担割合が、町田市の適正值である50%に近づいていることなどから、育成料は改定せず現状維持とすることとしました。今後も受益者負担割合の適正化を考慮し、育成料の見直しを行います。

（５）管理・運営体制への指摘

学童保育クラブの管理・運営については、2003年6月に地方自治法の一部改正により指定管理者制度が創設され、町田市においても2004年から導入を開始しました。指定管理者制度とは、利用者サービス向上のため、専門的なノウハウがある民間事業者に委託する仕組みです。2025年4月時点では、直営の1クラブを除く41クラブにおいて指定管理者制度により管理・運営が行われています。

しかし、学童保育クラブの指定管理者選定の2期目以降は、前指定期間の管理者であった法人のみが応募する状態が継続しており、競争性が発揮されていないことから、2021年度の包括外部監査においては、応募資格の拡大などの意見を受けています。

（６）学校統合に伴う対応

「推進計画」に基づく新しい学校施設環境の整備として、2025年度から、小学校の統合や建て替えが開始されるため、学童保育クラブも同様のタイミングで、育成スペースの再整備や新たな施策の展開を行う必要があります。

● 育成環境やイベントプログラムの充実

新たな学校づくりを契機として、町田市における人口の推移や将来推計を見据えた育成スペースや、職員配置を強化することが求められています。

また、保護者の声を踏まえた多様なサービスとして、長期休業期間における昼食提供の仕組みや放課後子ども教室「まちとも」（以下、「まちとも」という。）事業や放課後活動等と連携した遊びや体験のプログラムを充実することの検討が必要です。

● 通学路の負担軽減

学童保育クラブの行き帰りについては、学校の登下校と同様に、児童が一人で徒歩により通所することを基本的な考え方としています。「推進計画」に基づく通学区域の見直しによって、区域が広がり、通学時間が長くなる児童がいることから、その負担軽減が課題となっています。「推進計画」では、通学時間の許容範囲を「おおむね30分程度を目安」とし、通学距離の許容範囲を「徒歩でおおむね2km程度を目安」としていることを踏まえつつ、学童保育クラブからの降所に

については、時間帯によっては通学路の視認性が悪いことから、独自の安全対策が求められています。

4 方針の構成・体系

本方針は、下記の要素から構成するものとします。

- 「新・町田市学童保育クラブ質の向上5ヵ年計画」（2020年度～2024年度を対象）から引き継ぐ方向性
- 「町田市学童保育クラブ施設整備及び管理・運営方針」（2023年度～2029年度を対象）から引き継ぐ施策の方向性
- 近年新たに加わった、国の児童福祉分野の動き、市の現状や学童保育クラブの課題を踏まえた方向性

これらの要素を踏まえ、「放課後児童クラブ運営指針」で示される以下の「放課後児童健全育成事業の役割」に対応する形で、基本方針Ⅰ～Ⅲを示します。

■ 放課後児童健全育成事業の役割

- ① 児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。
- ② 児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。
- ③ 学校や「まちとも」などと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

5 方針の対象期間

本方針の対象期間は、2025年度から2029年度までの5年間とし、子どもに関する総合計画「町田市子どもマスタープラン25－34」と整合性を図ります。

なお、社会情勢や国・都の動向等によって、修正の必要が生じた際には、適宜対応します。

■ 方針の体系

放課後児童健全育成事業の役割

① 児童に対し、適切な遊び及び生活の場を与え、子どもの状況や発達段階を踏まえながら、その健全な育成を図る。

② 児童の権利に関する条約の理念に基づき、子どもの最善の利益を考慮して育成支援を推進する。

③ 学校や「まちともの」などと連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行うとともに、その家庭の子育てを支援する。

学童保育クラブを取り巻く課題

- ・入会ニーズの上昇
- ・育成スペースの不足
- ・高学年児童の増加
- ・特別な配慮が必要な子どもの増加
- ・老朽化する施設や設備
- ・放課後児童支援員の人材不足
- ・受益者負担の適正化
- ・管理・運営体制への指摘

- ・学校統合に伴う対応
- ・育成環境やイベントプログラムの充実
- ・通学路の負担軽減

基本方針

I 居心地の良い施設環境の整備

- 1 適切な育成スペースの確保
- 2 施設の整備や機能の充実
- 3 施設や設備の計画的な修繕
- 4 学校統合に対応した環境整備

II 保育の質の向上

- 1 放課後児童支援員の確保
- 2 放課後児童支援員の資質向上
- 3 巡回アドバイザー制度の実施
- 4 育成料の見直し
- 5 管理・運営方法の弾力化

III 多様なサービスの推進

- 1 「まちともの」との一体的な運営
- 2 多様なプログラムとの連携
- 3 長期休業期間の昼食提供の実施
- 4 行き帰りの安全対策の実施
- 5 入退室管理システムの導入

6 【基本方針Ⅰ】 居心地の良い施設環境の整備

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」や「町田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例」を踏まえて、育成スペースは「児童１人につき１．６５平方メートル以上」を確保します。また、「１つの支援の単位を構成する児童の人数は４５人を上限」とします。

子どもたちが、居心地のよい施設で、のびのびと過ごすことができるよう、入会ニーズに対応した育成スペースの確保や新校舎建設に合わせた学童保育クラブの整備とともに、既存スペースの狭あい化解消や老朽化対策を実施します。また、子どもの人権への配慮や社会環境の変化に応じた、学齢期の児童にとって居心地のよい環境づくりを行います。

１ 適切な育成スペースの確保

現在の入会制度のもと、既存の育成スペースでは狭あい化してしまう場合は、特別教室の借用等、学校施設の利用を前提に進めます。しかし、小学校の余裕教室の利用が見込めない場合は、周辺の公共施設及び民間施設の活用を検討します。それでも適したスペースが見つからない場合は増築を検討します。

育成スペースについては、児童の利用が見込まれない時間帯や将来的な入会児童数の減少を見据え、専有スペースだけでなく、主に高学年児童のスペースとして一時的なタイムシェアも活用します。

また、市の実情を考慮しつつ国や東京都の施策に連動し、求められる基準や要件を満たす育成スペースを確保できるよう努めます。

２ 施設の整備や機能の充実

子どもマスタープラン

高学年児童の受入れ環境の整備や、障がい等がある子どものインクルージョンの推進のため、男女別のトイレや更衣室といったプライバシーが保護された空間づくりや、クーリング機能（児童の気持ちを落ち着かせるスペース）の整備を進めます。

３ 施設や設備の計画的な修繕

施設の老朽化については、これまで「築年数が２０年以上を経過している」ことを定義とし、老朽化対策を行ってきました。今後はそれぞれの構造による耐用年数、「推進計画」に基づく統合までの使用期間や老朽化の状況に応じて、修繕の内容を精査して行います。

空調設備については、使用期間が「耐用年数（１５年）を経過している」ことを定義とし更新を行ってきました。今後は、機器の稼働状況や推進計画に基づく学校統合までの使用期間を踏まえて対象設備を決定し、計画的に進めます。

また、トイレ・手洗いといった衛生設備についても計画的に整備・修繕をすることで、適切な育成環境の確保に努めます。

4 学校統合に対応した環境整備

「推進計画」によって学校が統合する場合でも、1つの小学校区に1つの学童保育クラブを整備します。新校舎に学童保育クラブを整備する際には、安全管理のリスクを低減するため、学校施設内に複合化し、かつ屋外遊びがしやすい低層階へ設置します。

また、学校施設活用区画（棟）に複合化された施設や「まちとも」事業との連携のためのゾーニングを図ります。

なお、新たに整備する学童保育クラブの名称は、新たな学校名に合わせることを原則とします。

7 【基本方針Ⅱ】 保育の質の向上

国の「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に基づき、「支援の単位ごとに2人以上の放課後児童支援員（そのうち1人は補助員に変えることができる）」を遵守します。

また、児童それぞれの発達や特性に寄り添った支援を行えるよう、放課後児童支援員の人材確保や育成、運営ノウハウの共有に取り組めます。あわせて、学童保育クラブを取り巻く環境変化に弾力的に対応できるような、制度の見直しや組織づくりを行います。

1 放課後児童支援員の確保

放課後児童支援員とは、「放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準」に規定され、学童保育クラブに配置することが定められている職員のことをいいます。都道府県等が主催する放課後児童支援員認定資格研修の受講要件を満たし、研修を修了することで、有資格者となることができます。

町田市では放課後児童支援員確保のため、この基準に規定する基礎資格（保育士、社会福祉士等）や、一定の実務経験を有する者のうち、放課後児童支援員認定資格研修を2年以内に修了することを予定している者を放課後児童支援員としてみなす規定を設けます。

また、放課後児童支援員の安定的、継続的な関わりを促進するため、国の「こども未来戦略『加速化プラン』」を踏まえ、常勤の放課後児童支援員の複数配置を進めます。

2 放課後児童支援員の資質向上

子どもマスタープラン

学童保育クラブ運営のなかで、放課後児童支援員は、関係機関と連携しながら子どもに適切な保育を実施するなど、重要な役割を果たします。「町田市学童保育クラブ研修実施方針」※2に沿って放課後児童支援員向けの「町田市放課後児童支援員資質向上研修」を実施し、放課後児童支援員の資質向上を図ります。

3 巡回アドバイザー制度の実施

子どもマスタープラン

子どもの安全の確保を図り、また子どもの主体的な活動を尊重し、子どもの自主性・社会性のより一層の向上を図るため、学童保育クラブ巡回アドバイザー制度を実施します。学童保育クラブ巡回アドバイザーは、市内の学童保育クラブを巡回し、事故やけがの防止、防犯・防災対策など、子どもの安全管理体制に対する助言や、子どもの発達段階や特性に応じた遊びや生活に関するアドバイス・指導等を実施していきます。

4 育成料の見直し

2024年度には、子ども・子育て会議の中であり方見直し検討部会を設置し、その金額や減免制度について審議を行った結果、現行の育成料を維持することとなりました。

引き続き、育成料については、市が定める「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、施設の充実や管理・運営方法の最適化を目指すことで利用者に対するサービスの向上を実現するとともに、施設利用に伴う受益者負担について、市民間の公平性の観点から、引き続き適正な育成料を設定できるよう定期的な見直しを行います。

5 管理・運営方法の弾力化

①施設の運営について

運営については、学童保育クラブは民間の能力を活用しつつ、事業の継続性や安定供給を図るため、今後実施される小学校の新校舎建設がいずれの手法であっても、以下の3つの観点を踏まえて、指定管理者制度の柔軟な活用を基本的な考え方とします。

- ・ 児童や保護者の環境変化に伴う影響を最小限とすること
- ・ 今後の国や都の制度変更にも適切に対応すること
- ・ 競争性を確保することで保育の質の向上を図ること

②施設の維持・管理について

新校舎建設をPFI方式で行う地区については、学童保育クラブもPFI方式とします。

※2 P168 参考資料「3（2）町田市学童保育クラブ研修実施方針」参照。

8 【基本方針Ⅲ】 多様なサービスの推進

学童保育クラブが、子どもにとって安全で、保護者にとって安心して預けられる場所となるように、また子育て家庭の生活状況の変化に対応するために、多角的なサービスを展開します。

1 「まちとも」との一体的な運営

子どもマスタープラン

町田市では、放課後子ども教室運営協議会などを活用して、学童保育クラブと「まちとも」の連携を図っていますが、今後は新たな学校づくりを契機に、「まちとも」と学童保育クラブが連携した新たな運営形態を検討及び導入し、子どもの居場所の更なる充実を図ります。

2 多様なプログラムとの連携

保育時間中に多様な体験活動に参加できるよう、学童保育クラブで実施するプログラムに加えて、「まちとも」や学校施設活用区画（棟）等で実施するプログラムとの連携を図ります。

3 長期休業期間の昼食提供の実施

中学校給食センターの整備を契機とした配食サービスの事業化を進めます。学童保育クラブへの配送手法、搬入経路、発注方法を検討し、2025年度の夏休みに鶴川エリアの中学校給食センターから昼食を提供する実証実験を行います。この実証実験を踏まえ、本格導入に向けて、配送可能なクラブの選定や実施期間の拡大などを検討します。

4 行き帰りの安全対策の実施

新たに学童保育クラブを整備する際は、主に下記のような安全対策を講じます。

- ・ 保護者のお迎えが増えることを想定し、学校内に駐車・駐輪スペースを確保します。
- ・ 駐車スペース周辺等で児童の見守り人員を配置します。
- ・ 夏季と冬季の日没前後の時間帯で、視認性が悪い箇所がないかの点検を行うほか、児童への交通安全指導を実施します。

5 入退室管理システムの導入

子どもマスタープラン

2025年度に実施する指定管理者の選定から順次、児童の入退室情報や日々の様子を、保護者にリアルタイムで通知する入退室管理システムを活用することを規定します。これによって、すべてのクラブに順次、入退室管理システムを導入し、学童保育クラブの安心・安全な環境を整えます。

町田市学童保育クラブ基本方針 25-29

2025 年 3 月

子ども生活部児童青少年課学童保育係
